

## 那須塩原市トライアル・サウンディング実施要領

### 1 趣旨

人口減少、少子高齢化、財政の逼迫等の行政を取り巻く環境に対応した効率的な施設運営を実現するため、本市では維持管理コストの最小化と施設の有効活用を推進している。その推進に不可欠である公民連携体制の更なる強化と、民間事業者の持つスピード感のある対応と優れたアイデアやノウハウの活用を図るため、サウンディング市場調査プロセスを兼ねながら、本市が所有する土地や建物（以下、「公共施設等」という。）を暫定的に利用する「那須塩原市トライアル・サウンディング制度（以下「トライアル・サウンディング」という。）」を制定し、その実施にあたり必要な事項を定める。

### 2 制度概要

トライアル・サウンディングは、各資産の公民連携又は売却、貸付等（以下「利活用」という。）の検討段階等における公共施設等の暫定利用について、その立地条件や建物の魅力等を生かした民間事業者等（以下「暫定利用者」という。）の提案事業を公募により募集し、採用となった提案について実際に事業を試行してもらうことにより、当該公共施設等有する利用可能性を調査する制度である。

### 3 目的

トライアル・サウンディングは、次に掲げる項目の実現を目指し、公共施設等の有する利活用の可能性や課題等を調査することを目的とする。

- ① 公共施設等の魅力又は公民連携の可能性を最大限に引き出すこと。
- ② 公共施設等の管理運営及び維持管理に係る新たな財源確保策を見出すこと。
- ③ 公共施設等の利活用において、新たな市民サービスの創出を図ること。

### 4 期待される効果

本制度により、次のような効果が期待できる。

#### (1) 暫定利用者のメリット

- ① 当該施設等を利用したアイデアが、ニーズやコンセプト等とマッチしているかなどを確認することができる。
- ② 公共施設等の立地、使い勝手、活用に必要な設備及び投資額等、事業の採算性を把握することができる。
- ③ 本格的な事業展開に比べ一定期間での実施のため、リスク負担が少なく参入することができる。
- ④ 事前に市の考え方等を確認できるため、公募への参加判断と市の意図を踏まえた事業提案ができる。
- ⑤ 自らの事業提案やそれに伴う意見や考えを公募内容に反映させることができる。

#### (2) 市のメリット

- ① 利活用に向けた公共施設等の潜在性や新たな課題等を発見することができる。
- ② 提案のあった事業内容における集客力、施設との相性などを確認することができる。

- ③ 民間事業者からの提案により、公共施設等の魅力の向上につながる。
- ④ 利活用に向けた公募要綱の作成時間の短縮及び公募時の不調リスクの低減につながる。

## 5 対象施設

市が定める利活用検討施設等

## 6 使用許可

那須塩原市財務規則及び那須塩原市行政財産使用料条例による。また、市庁舎使用の場合は、那須塩原市庁舎管理規則による。

## 7 事務局及び募集要項の作成

暫定利用者を募集する際は、対象となる公共施設等の所管課等が事務局となり、当該利用に求める内容や必要事項等を定めた募集要項を作成する。

## 8 暫定利用者の参加資格条件等

### (1) 応募者の条件

- ① 応募者は、事業内容を実行できる意思と能力（運営力、財産力等）、資格、技術及び組織（人員体制）を有する民間事業者等（民間企業、NPO 法人等の法人、個人事業主又は任意団体）とする。
- ② 応募者は、単独又はグループ（複数の企業・団体等の共同体等）とし、グループで応募する場合には、参加表明時に暫定利用者の構成員全てを明らかにし、事業の遂行を総括する代表事業者及び管理責任者を定めるとともに、各々の役割分担を明確にすること。
- ③ 応募者は、市及び必要に応じて施設管理者、指定管理者等との協議、調整が可能な能力を有し、暫定利用に向けた諸条件の変更等に柔軟な対応ができる者であること。

### (2) 応募者の制限

次の要件のいずれかに該当する者は、暫定利用者及び暫定利用者の構成員になることができない。応募後においても同様の取り扱いとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- ② 地方自治法施行令第167条の4第2項に基づく市の入札参加制限を受けている者
- ③ 利用申請書提出時点で、那須塩原市建設工事等指名停止基準に基づく指名停止を受けている者
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく手続き開始の申立てがなされている者
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）第2条に規定する団体又はその構成員。また、暴力団員等と社会的に非難されるべき関

係を有している者

- ⑥ 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」(平成11年法律第147号)第5条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者
- ⑦ 市税等を滞納している者
- ⑧ 法人税、消費税若しくは地方消費税又は市税等を滞納している者

(3) その他失格事項

暫定利用者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ② 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ③ 本要領に定める手続きを遵守しない場合

(4) 暫定利用に関する留意事項

① 施設使用料

暫定利用に係る施設使用料は免除(無料)とする。ただし、暫定使用に伴い、水道光熱費等が発生する場合は、相当の負担金を徴収することがある。

② 暫定利用期間

提案に基づく暫定利用の期間は、原則1か月以内とする。ただし、提案内容によっては、暫定利用期間は延伸または短縮できるものとする。また、各種イベント等が重なった場合は、予約状況によっては実施期間・日時の変更をお願いする場合がある。

③ 費用負担

応募に係る費用、暫定利用に関するすべての費用及び暫定利用後における原状回復に係る費用は、暫定利用者の負担とする。

④ 提出書類の取扱い・著作権等

ア 提出書類の著作権は暫定利用者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。また、暫定利用者の書類及びその内容については、提案審査以外では暫定利用者に無断で使用しないものとし、第三者に情報を漏らすこともない。

イ 暫定利用の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った暫定利用者が負うものとする。

⑤ 法令等の遵守

提案に当たっては、事前に応募者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令適合のリスクは暫定利用者に帰属するものとする。

⑥ 守秘義務

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、暫定利用にあたって知りえた情報を許可なく第三者に伝えることを禁止する。

⑦ その他

ア 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を十分行った内容にすること。

イ 今後、利用者の募集をする際、トライアル・サウンディングへの参加実績は後の選定プロセスに影響を与えるものではない。

ウ 書類提出後に辞退する場合は、辞退届(要領様式1)を提出すること。

エ その他、暫定利用にあたって必要な事項がある場合は別途、募集要項に定める

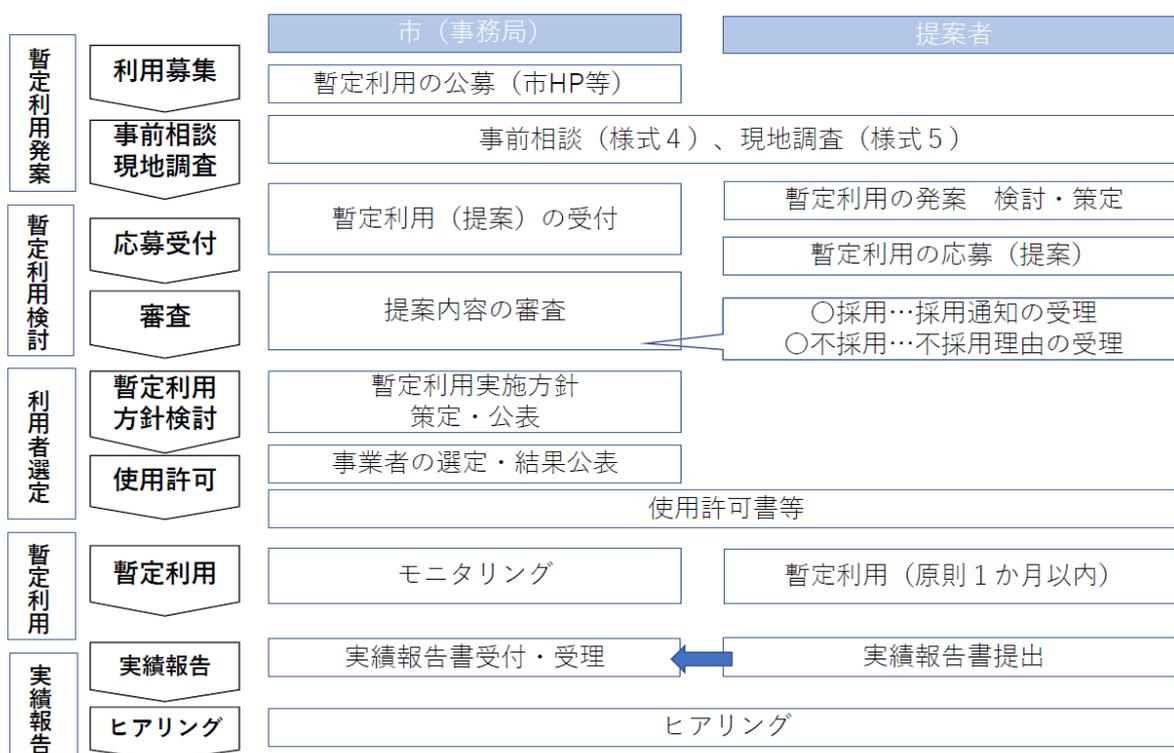
ものとする。

## 9 トライアル・サウンディングの流れ

暫定利用にあたっては、事務局において募集要項を作成のうえ公募により利用者を募集し、民間事業者等は、暫定利用案を作成の上、応募（提案）する。

市は、応募のあった暫定利用案を審査のうえ、採用となった者（暫定利用者）に対し、行政財産使用許可書等を交付する。

暫定利用者は、許可内容に応じた暫定利用を行うほか、暫定利用期間中又は利用終了後に、事務局が実施するモニタリングやヒアリングに対応するものとする。



## 10 応募方法

### (1) 提出書類

- ① 提案（事業）概要（任意様式）  
利用希望者名・施策の名称・事業内容・スケジュールを記載すること。
- ② 行政財産使用許可申請書、行政財産使用料減免申請書等  
※市庁舎使用の場合は、庁舎使用許可申請書  
※対象施設ごとに定められた申請書様式を使用すること。
- ③ 誓約書（要領様式2）
- ④ 応募者調書（要領様式3）
- ⑤ 住民票（法人の場合は商業登記簿謄本）  
申請日から3か月以内に取得したものに限り。
- ⑥ 市税完納証明書

### (2) 事前相談

暫定利用者より「要領様式4 事前相談申込書」の提出があった場合は、事前に事務局と日程調整を行ったうえで事前相談を実施する。

### (3) 現地調査

提出書類作成のために現地（施設）調査を希望する場合は、「要領様式5 現地調査申込書」を提出し、事前に事務局と日程調整を行ったうえで現地調査を実施することができるものとする。なお、現地調査にあたっては、施設管理者及び利用者へ迷惑を及ぼすことなく、施設運営に支障のない範囲で行うものとする。

## 11 提案要件

### (1) 提案内容について

提案内容は、次の全てに該当するものとする。

- ① 募集要項に記載のある公共施設等の利活用に関するものであること。
- ② 確実に実施できる利用内容であること。
- ③ 公共施設等を利用する市民等の利便性やサービスが向上するものであること。
- ④ 暫定利用にあたって、市に財政負担を求めるものではないこと。

### (2) 提案の対象外となるもの

次に掲げるものは提案の対象外とする。

- ① 政治的又は宗教的活動
- ② 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
- ③ 騒音や異臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動
- ⑤ 公序良俗に反し、又は反社会的な破壊の恐れがある活動
- ⑥ その他、市が本制度との関連性が低いと判断する行為

## 12 提案審査

### (1) 提案審査

提案書類に基づき、事務局において審査を行う。なお、必要に応じてヒアリングを実施する場合がある。

### (2) 審査結果の通知

使用許可となった暫定利用者に対し、行政財産使用許可書等を交付する。なお、審査結果に対する意義は申立てることができないものとする。

## 13 事業実施に関する留意事項

### (1) 責任及びリスク分担の考え方

トライアル・サウンディングにおける責任及びリスク分担の考え方は、暫定利用者が実施する事業については、暫定利用者が責任を持って遂行するものとし、トライアル・サウンディングの実施に伴い発生するリスクについては、原則として暫定利用者が負うものとする。

(2) 許可証の扱い

行政財産使用許可書等が交付された暫定利用者は、当該許可書等に記載された条件を遵守して公共施設等を使用しなければならない。

なお、使用期間中は、当該許可書等を携行すること。

(3) 事業終了時

原状復帰の上、返却すること。

(4) 事業中止となる場合

提案した利用内容に反するなど、事業の目的から逸脱し、市からの警告等が発せられても改善が見られない場合は、暫定利用を中止することがある。

14 モニタリング

暫定利用者は、暫定利用中に事務局が実施するモニタリング調査について協力すること。

15 ヒアリング

暫定利用期間終了後、暫定利用者は使用実績等をまとめた資料を市に提出し、事務局が実施するヒアリングについて協力すること。

16 その他

この要領に定めるもののほか、トライアル・サウンディングの実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和5年8月1日から施行する。

(要領様式1)

年 月 日

那須塩原市長 様

利用申請者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名  
電 話 番 号

参 加 辞 退 届

年 月 日付で申請した那須塩原市トライアル・サウンディングへの利用申請  
について、次の理由により辞退します。

辞退理由：

(要領様式2)

年 月 日

那須塩原市長 様

利用申請者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名  
電 話 番 号

### 誓 約 書

那須塩原市トライアル・サウンディング実施要領（以下「要領」という。）に基づく申請にあたり、要領その他関係法令等を遵守するとともに、下記に掲げる事項について誓約します。

### 記

- 1 申請に関する提出書類の全ての記載事項は、事実と相違ありません。
- 2 要領第8項「暫定利用者の参加資格条件等」に定める条件を全て満たします。
- 3 万が一、誓約内容に相違があった場合は、本申請に係る行政財産使用許可を取り消されることについて異議を申し立てません。

(要領様式3)

## 応募者調書

団体等名	<input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> NPO法人 <input type="checkbox"/> 市民活動団体 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
代 表 者	役職名	
	氏 名	
団体等の 所在地等	〒	
	電話番号	
	E-MAIL	
団体等の 設立年月日		
職員・会員数	合計 名	
	内 訳	事務系____名 技術系____名 その他____名
これまでの 主な事業活動		
提案に関する グループ団体等	<input type="checkbox"/> 無	
	<input type="checkbox"/> 有 (以下に提案上のグループ団体等の名をすべて記載)	
同一又は類似 事務の実績	<input type="checkbox"/> 有 (以下に自治体名・概要を記載) <input type="checkbox"/> 無	
提案事業費	総額 千円	
担 当 者	氏 名	
	資格・業務実績等	
	連絡先	携帯番号
		電話番号
E-MAIL		
備 考		

(要領様式4)

年 月 日

那須塩原市長 様

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名  
電 話 番 号

事 前 相 談 申 込 書

那須塩原市トライアル・サウンディング制度の申請を検討するにあたり、次のとおり事前相談を申込みます。

1 相談希望日

第1希望 月 日 ( ) : ~ :

第2希望 月 日 ( ) : ~ :

第3希望 月 日 ( ) : ~ :

2 相談参加者

団体等及び役職名	氏 名	備 考

※質問がある場合は、事前に本様式と合わせ提出してください。(任意様式)

(要領様式5)

年 月 日

那須塩原市長 様

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名  
電 話 番 号

現 地 調 査 申 込 書

那須塩原市トライアル・サウンディング制度の申請を検討するにあたり、次のとおり施設の現地調査を申込みます。

1 対象施設名 \_\_\_\_\_

2 相談希望日

第1希望 月 日 ( ) : ~ :

第2希望 月 日 ( ) : ~ :

第3希望 月 日 ( ) : ~ :

3 調査参加者名

団体等及び役職名	氏 名	備 考

調査当日に連絡が取れる方の携帯電話番号を記入してください。

緊急連絡先 氏名 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_